

審査等の手続きについて

1 見直しの考え方

(1) 見直しの視点

環境配慮がより一層進められる制度に
事業者が、市民と適切なコミュニケーションが図れる制度に
市民にわかりやすい制度に
審査手続きが効果的、効率的な制度に

(2) 現状と課題を踏まえた見直しの項目

- ◆ 事業の構想段階において、積極的に情報公開を行うことにより、市民参加を促し、より良い計画とすることが望ましい(国土交通省のPI)

- ・ アセス制度の目的は、市民からの情報提供を基に、事業者が環境に配慮した事業計画とすること。
[委員意見]
- ・ 計画が公表されることにより市民が早くから関心を持って意見が言える。できるだけ早い段階で公表されるべき。[委員意見]

- ◆ 環境負荷をより一層低減させるためには、方法書手続きよりも早い段階から、環境への配慮を行うことが効果的である

- ・ 早い段階から検討できれば事業計画の是非についての意見も言える。[委員意見]
- ・ 構想段階では、具体的な評価対象が不明確。[委員意見]
- ・ SEAには、経済・社会的側面等の評価、民間企業に情報開示を求められるかという課題がある。
[委員意見]
- ・ 方法書の段階では事業内容の修正を求めることは困難。
- ・ 要綱に基づく事業調整には、市が保有している環境情報が不十分、アセス制度との一体性が不十分、担保性が低いなどの課題がある。

→ 2 事前配慮について

◆ 審査手続きが、スクリーニングから事後調査まで数段階にわたり複雑なため、わかりづらいとの批判がある

- ・スクリーニングでは地域環境を考慮して判断するが、判断基準に環境管理計画の地域別配慮指針の全てが反映されてはいない。[委員意見]
- ・スクリーニングの結果アセス対象となるには、複数の判定基準に該当する必要があるが、該当となった事例はない。また、判定基準に明確でない部分があり、わかりづらい。市民意見を聞く機会がない。
- ・スクリーニングから事後調査まで手続きが数段階にわたり、特に準備書から報告書までは、手続きが複雑（評価書の審査は横浜市のみ）。
- ・最終的な予測評価の結果を知るためには、評価書と報告書を併せてみる必要がある。
- ・事業者の見解を踏まえた意見提出の機会が必要（現行の評価書段階での意見書）。

◆ 手続きに時間がかかるため、事業者に過大な負担がかかっているとの声がある

- 3 スクリーニング手続きの見直しについて
- 4 準備書、評価書の手続きの見直しについて

◆ 市民に適切な段階で情報提供し、事業者との対話をより一層進める必要がある

- ・方法書を読むだけでは内容がわかりづらい（事業計画や専門的な記載）。
- ・市民の関与により環境保全措置の担保性向上を図るため、事後調査結果の積極的な公表が必要。
- ・縦覧場所、縦覧時間が限られている。

- 5 市民への情報提供の拡充（方法書の手続き、事後調査手続き、図書電子化）

■ 次回以降の部会において審議を予定

[委員意見]

- ・大型ショッピングセンターのような駐車台数の多い施設は対象とするのか。
- ・法対象事業以外の事業は、横浜市の地域特性を考慮する必要がある。

→ 対象とする事業の要件について

- ・温室効果ガスは重要だが評価の方法が難しい。
- ・評価項目が相互にトレードオフの関係にある場合は、総合的に判断する必要がある。

→ 環境影響評価項目の考え方

- ・法対象事業では、県知事に意見を述べ、直接事業者には言えないのはもどかしい。
- ・アセスの実施主体と事業主体が異なる場合、事後調査や供用後の責任の所在が問題である。

→ その他
(法制度との関係 等)

2 事前配慮について

(1) より早い段階からの環境配慮の意義

現在の環境影響評価条例の手続は、計画内容がほぼ確定した段階で開始される。そのため、環境負荷を考慮し、内容の修正等を求めることは現実的には困難である。より良好な環境保全を図るためには、方法書手続きよりも早い段階において、事業者が市民とのコミュニケーションを通して計画地や周囲の環境情報に基づき、事業計画をより適正に環境に配慮したものとすることが重要である。

(2) 方法書段階前に行われる環境配慮の手続き

方法書段階前に行われる環境配慮の手続きとしては、事業の位置・規模等を検討する段階（構想段階）で環境影響評価を行う「戦略的環境アセスメント（SEA）」及び事業計画の立案に当たって、環境への配慮事項を定めた指針等に基づいて環境配慮を行う「事前配慮」がある。

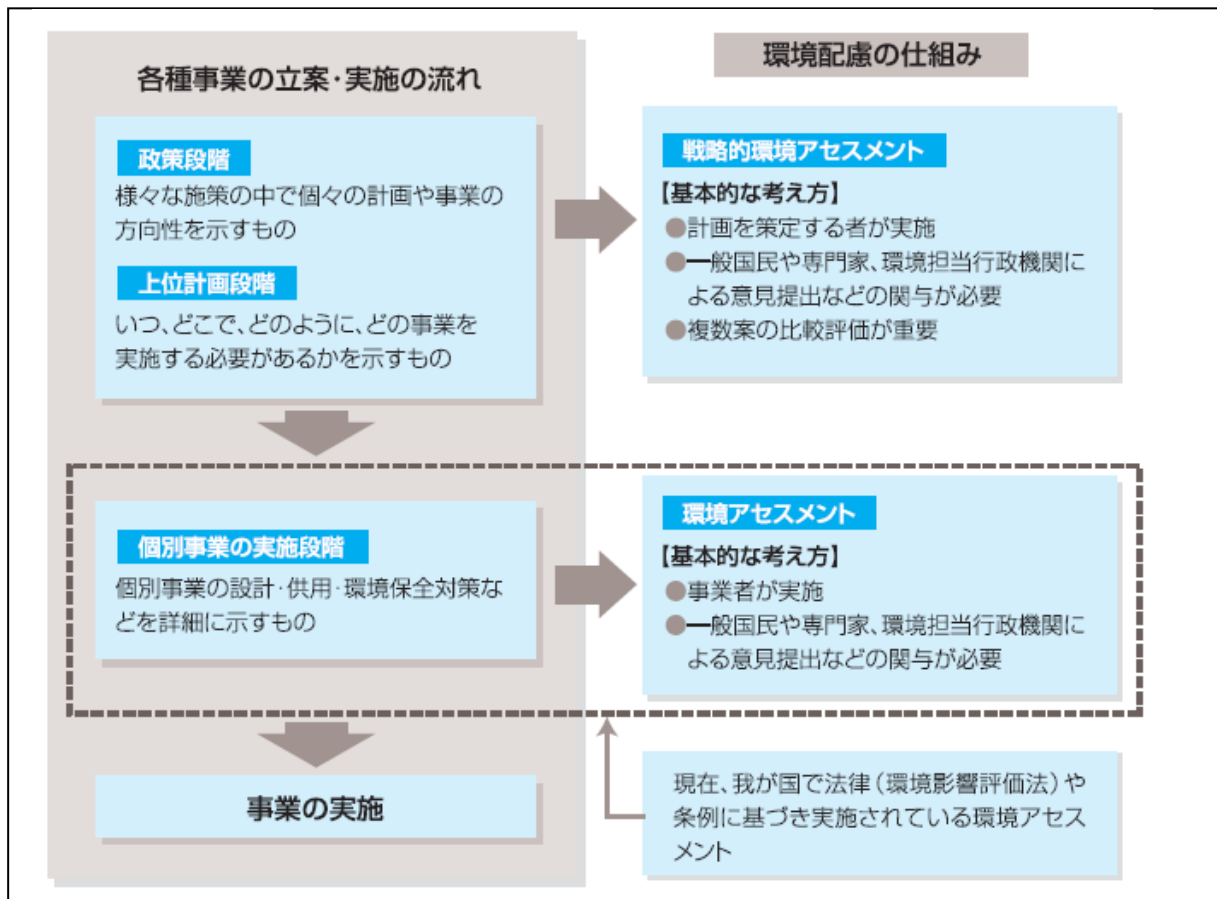
① 戦略的環境アセスメント制度（SEA）について

平成19年に、環境省において、SEAの共通的な手続き等を示す「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」が取りまとめられた。取りまとめに際しては、「SEAの制度化に向けての取組を進めるに当たっては、本ガイドラインを踏まえた実施事例を積み重ね、実効性等の検証を行うことが必要」とされている。

SEAは、事業の構想段階で複数案について環境影響評価を行うことにより、重大な環境影響の回避・低減が可能なことや、計画決定までのプロセスが明確になるという意義がある。

しかし導入については、総合計画等との整合、各施設計画として検討すべき上位計画（市を越えた広域レベルでの計画）との整合があり、アセスメントとして判断できる限界があること。また、民間事業においては、構想段階の情報は開示しにくいなど解決すべき課題が多くある。

図 2-1 戦略的アセスメントとは



（「戦略的環境アセスメント（SEA）の導入ガイドラインのあらまし」環境省より）

② 事前配慮について

事業計画を立案する段階において環境配慮を求める「事前配慮」については、川崎市や堺市など一部の政令市が環境影響評価条例に位置づけて行っている。

横浜市では、事前配慮を「事業調整制度」として平成7年に要綱で規定し、環境影響評価条例の前段階の手続きとして運用している。事業調整制度の対象事業は環境影響評価条例とほぼ同事業種、同規模の事業であり、事業者が事業計画を立案するにあたって、市が環境に関する情報の提供や環境管理計画（環境配慮指針編）に沿った環境配慮の依頼を行っている。事業調整の結果はアセス図書に記載することとしており、環境アセスメント制度と関連づけている。

しかし、本市として事業者が計画立案に必要な十分な環境情報を有しているとは言えない状況にある。また、一連の環境施策でありながら対象とする配慮項目の不一致など、一体性が不十分であることや、行政内部の事務であり、説明会等を行うものではないため、市民・事業者にとってもわかりにくいという面がある。さらに要綱による行政指導は、社会状況等に応じて柔軟に対応できるというメリットがある一方、条例に基づかないルール運用や市民への情報提供等において担保性が低いという性格があり、計画の立案に当たって市民参加を確実に確保する制度としては十分とは言えない。

○横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例（平成7年施行）

（開発事業等の計画の立案に係る環境への配慮の推進）

第21条 環境に著しい影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業（以下「開発事業等」という。）を計画しようとする者は、その計画の立案に当たって、その計画に係る環境への影響について適正に配慮し、環境の保全に努めなければならない。

2 市は、前項の規定による適正な配慮を行うために必要な環境に関する情報の提供、助言その他の必要な措置を講じなければならない。

（開発事業等の計画の確定に係る環境影響評価の推進）

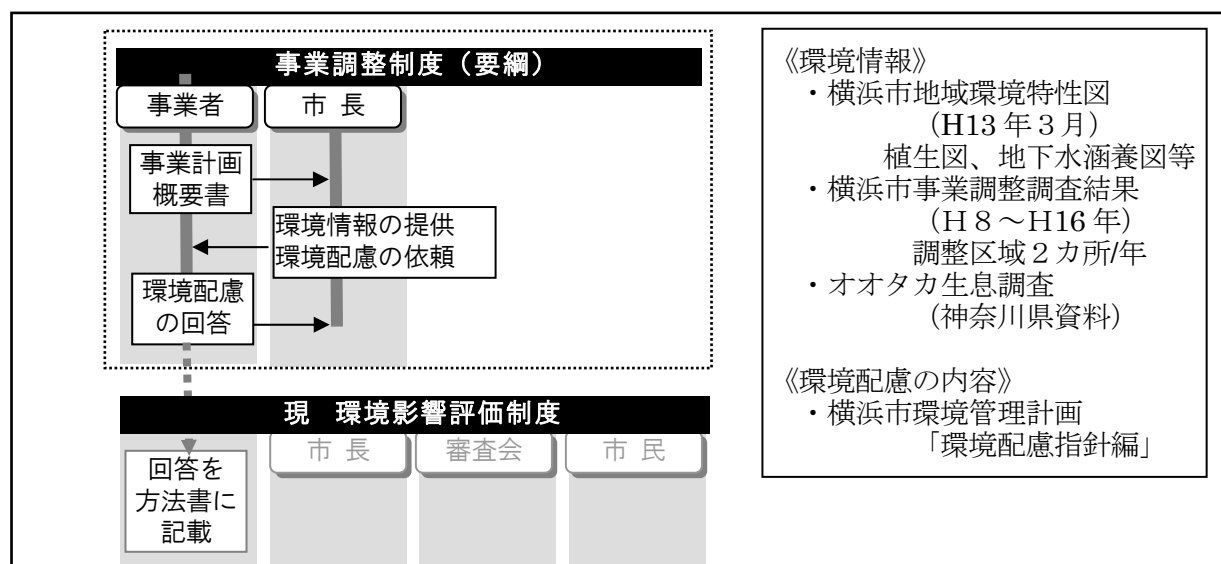
第22条 大規模な開発事業等を実施しようとする者は、その開発事業等の計画の確定に当たって、その開発事業等に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全に努めなければならない。

2 市は、前項の規定による調査、予測及び評価を行うために必要な手続及び基準を定める等必要な措置を講じなければならない。

表2-1 事前配慮の代表事例

項目	横浜市	ケース1	ケース2	ケース3
制度の根拠	要綱	条例	条例	条例
対象事業	アセス条例と同程度	条例対象事業	市が行う事業 (条例対象事業)	条例対象事業
配慮の時期	計画段階	立地の検討段階	立地の検討段階	計画段階
市民の関与	×	○ 公告縦覧	○ 公告縦覧、意見提出	○ 公告
専門家の関与 (審査会)	×	×	×	○
行政の関与	○ (市長意見送付)	×	×	○ (市長意見送付)
複数案	×	×	○ (可能な範囲で)	○ (必要に応じて)

図2-2 事業調整制度フロー図



(3) 環境配慮検討の視点

SEAについては、具体的な事業への適用が始められた段階であることや、多くの課題があることから、今後とも、国や他自治体の運用状況などの情報収集に努め、制度化に向けての検討を継続すべきである。

一方、事業調整制度については、これまでの運用実績を踏まえてさらに実効性を高めるために次の視点で検討すべきである。

① 目的の共有化

方法書段階前における環境情報に基づく柔軟な検討を可能とする制度として機能させるためには、まず、現在要綱として運用されている制度の課題をさらに整理し、早い段階での環境配慮を有効かつ確実に機能させる仕組みの検討が必要である。

また、より早い段階からの環境配慮の意義について、市民や事業者と十分に共有することが重要である。

② アセスメント手続としての範囲

SEAと同様に、構想段階など上位計画の段階において個々の事業計画の是非まで踏み込むには、環境面だけでなく社会・経済面や各種施策との整合などの課題がある。このため、事業計画や他の手続きとの関係を踏まえ、実効性のあるアセスメント手続としての適正範囲について、十分な検討が必要である。

③ 事業の計画の熟度と手続の関係

現状ではSEAと同様に、計画としての熟度が低い段階での情報は開示しにくいことなど課題が多い中では、計画の熟度に応じた手続の設定等についての十分な検討も必要である。

④ 行政や市民との関係

行政は、十分な環境情報を有していない段階においても、積極的に市民に立案段階の情報提供を行い、市民から積極的に環境情報等が得られる機会を確保するなど、市民との協力や市民の理解の促進につなげる視点も重要である。また、この段階における環境配慮に関しての意見はどのようにあるべきか、検討が必要である。

表2-2 事業調整制度と環境影響評価制度の手続き時期等

事業種類	根拠法令	事業名	《事業調整》 計画概要 提出日	《アセス》 方法書 提出日	その他、主な手続き
道路	法	北西線	H16. 7.30	H18. 8.24	・横浜市都市計画審議会への付議
鉄道	条例	都市鉄道利便増進事業 (相鉄・JR 直通線)	H19. 7.12	H19.10.19	・横浜市都市計画審議会への付議 ・鉄道事業法の許可申請
電気 工作 物	法	根岸製油所ガス化複合発電所	H 8.12.18	H10. 8. 5	・電気事業法の許可申請
	法	扇島パワーステーション	H13. 5. 7	H16. 1.22	
自然 科学 研究 所	条例	(仮称)東洋薬科大学キャンパス 新設事業	H16.10	H16.11. 4	・開発関連の許可申請 ・公害関連の法条例の許可・届出 ・工場立地法の届出
廃棄 物 処 理 施 設	条例	横浜リ・スタイル(Re-Style)プロ ジェクト	H14. 7	H14. 8.15	・横浜市都市計画審議会 への付議 ・廃棄物の処理及び清掃 に関する法律の許可申請
	条例	株式会社テルム中間処理施設 設置事業	H15. 5	H15.10.10	
	条例	光洲エコファクトリー横浜ベイ	H16. 2	H16. 4.21	
	条例	南本牧ふ頭第5ブロック廃棄物 最終処分場埋立事業」(仮称)	H15.12.24	H16. 7. 2	
	条例	株式会社永川組鶴見本社工場 中間処理プロジェクト	H16. 7.27	H16. 9.21	
	条例	ジー・イーテクノス産業廃棄物 処理施設設置事業	H16. 8	H16.10.27	
	条例	(仮称)横浜金沢シンシアR・Cセ ンター建設事業	H17. 7. 6	H17. 9. 7	
	条例	(仮称)JFE 環境(株)鶴見エコクリ ーン建設事業	H19. 5.24	H19.11.19	
	条例	(仮称)焼却灰リサイクル施設建 設事業	H20. 4.18	H20.10. 9	
高層 建 築 物	条例	横浜山の内開発プロジェクト	H10.11.27*	H14.12.20	・都市再開発法の許可申 請
	条例	(仮称)ヨコハマポートサイドA- 3街区開発計画	H15. 3	H15. 9.19	
	条例	(仮称)上大岡C南地区第一種市 街地再開発事業	H14. 8. 9*	H15.11.21	
	条例	北仲北地区(A 地区)再開発事業	H17. 1	H18. 6. 9	
	条例	(仮称)みなとみらい21地区40 街区開発計画	H14. 7	H14.11.15	・開発関連の許可申請
	条例	みなとみらい 21 中央地区 42 街 区開発	H19. 5. 1	H19. 5.22	
	条例	みなとみらい 21 中央地区 67 街 区開発事業	H19. 4.24	H19. 7.20	
	条例	みなとみらい 21 43街区 CSKグ ループ本社ビル建設事業	H19.12.26	H20. 1.21	
開発 行 為	条例	(仮称)上郷開発事業	H18. 1.17	H18. 2.10	・横浜市都市計画審議会 への付議 ・開発関連の許可申請
	条例	ダイコク・ディストリビューション センター開発事業	H18. 4.11	H18. 7.21	・開発関連の許可申請

※ 市から環境配慮を依頼した日

「産業廃棄物中間処理業」計画に係る環境配慮について

1. 環境配慮の基本的考え方

本事業の計画の立案に当たっては、横浜市環境管理計画等に沿い、環境保全に適正に配慮する計画とします。また、立地条件を踏まえ、環境負荷の低減に配慮する計画とします。

2. 一般的配慮事項

- (1) 廃棄物の処理工程で発生する大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭、有害物質等を極力抑制する計画とします。特にダイオキシン類対策には万全を期します。
- (2) 廃棄物の発生抑制、再生利用及び減量化に努めるとともに適正な処理を行います。また、省資源・省エネルギーに配慮します。

3. 具体的配慮事項

(1) 大気汚染

- ・ 熱源及び燃料については、電気又は気体燃料とします。
- ・ 廃棄物焼却炉などには、最新の低公害施設や技術を採用するとともに、地域特性を踏まえ、高効率の排ガス処理装置を設置するよう配慮します。
- ・ 窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん等ばい煙排出量を極力現状以下となるようにします。
- ・ 地域特性を踏まえ、高煙突化等排出ガスの拡散に配慮します。
- ・ 粉じんを発生する設備及びヤードについては、建屋内への配置や粉じんカバーの設置、高効率の集じん装置の設置など、粉じんの飛散防止に努めます。
- ・ エコドライブの徹底等の環境にやさしい運転に関する従業員教育の推進及び最も排出ガスレベルの低い低公害車の導入に努めます。

(2) 水質汚濁

- ・ 作業に伴って発生する汚水等については、極力クロード化に努めます。
- ・ 雨水排水を汚染するおそれがある廃棄物の搬入、荷下ろし等の作業については、屋内で行う計画とします。
- ・ 焼却灰や飛散した粉じん等により汚染された雨水等が周辺水域の水質に影響を与えないよう保全対策を検討します。

(3) 土壌汚染

- ・ 廃棄物の処理・処分工程や保管施設の設置に当たっては、工程管理の徹底や飛散・漏えい防止対策を講じることによって、土壌及び地下水に影響を及ぼさない計画とします。

(4) 騒音、振動、低周波音

- ・ 機器類については、最新の低騒音・低振動型機器の採用に努めるとともに、遮音性の高い防音カバーで囲う等、周辺への影響に配慮します。
- ・ 設備の稼動による低周波が周辺地域に影響を及ぼさないよう配慮します。

(5) 悪臭

- ・ 悪臭の発生を極力抑制します。特に廃棄物の搬出入、保管の方法や場所に配慮します。
- (6) 廃棄物等
 - ・ 受入れ品目以外の廃棄物が搬入されないよう、関係者への周知徹底や搬入時の目視検査や展開検査等を実施する計画とします。
- (7) 緑・生物
 - ・ 敷地内については、極力緑化するとともに、緑化に際しては、多様な植物の混植や郷土種中心の植栽に努めます。また、「京浜の森づくり末広地区緑化計画」に配慮した緑化に努めます。
- (8) 地域社会
 - ・ 搬出入車両の通行や路上駐車等による地域環境の悪化や交通渋滞を防止するため、計画的な搬出入を行うとともに、十分な待機スペースを確保します。
- (9) 景観
 - ・ 構造物の位置、高さ、形状は、周辺に調和したものとなるよう配慮し、色彩については、横浜市「みなと色彩計画」を踏まえて周辺の景観との調和に努めます。
- (10) 省資源・省エネルギー
 - ・ 照明器具や機器類等は、最新の省エネルギー型機器の採用に努めます。
- (11) その他
 - ・ 屋外での生成物等の仮置きが生じないよう、建屋内のヤードスペースを十分に確保します。
 - ・ 白煙の発生による周辺地域への影響に配慮します。
 - ・ 火災や爆発の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備の設置に努めます。

4. 工事に係る配慮事項

- ・ 工事用車両については、法令等の基準に適合している車両を使用させるとともに、建設機械については、最新の排出ガス対策型建設機械、低騒音・低振動型建設機械の採用に努めます。
- ・ 汚染土壌については、環境創造局規制指導課と協議の上、適正に処理します。
- ・ 掘削に伴う湧水や雨水排水による周辺環境の水質汚濁を防止するため、状況に応じ、沈殿槽、中和装置等を設置します。
- ・ 建設工事に伴って発生する廃棄物については、再利用化を図るなど減量化、資源化を行うとともに、処理する場合は元請業者の責任で適正に処理するよう配慮します。

開発事業に係る環境配慮について

1 環境配慮の基本的な考え方

本事業は、近年の社会情勢を踏まえ、横浜市環境管理計画等を積極的に活用し、環境保全に配慮した計画の立案に努めます。

2 一般的配慮事項

- (1) 周辺地域の土地利用状況を踏まえ、周辺環境に配慮した計画とします。また、開発行為区域外の緑地(約 12.2ha)は、保全を目的に横浜市に寄付する予定です。
- (2) 建設工事に伴う廃棄物等について、発生抑制及び再使用・再生利用に努めます。

3 具体的配慮事項

(1) 大気汚染(商業施設、集合住宅棟等)

駐車場については、十分な台数を確保するとともに、周辺環境への影響に配慮します。

(2) 騒音、振動、低周波音

都市計画道路に隣接する宅地の土地利用にあたっては、緩衝空間の設置に努め、建物配置等に配慮します。

(3) 光害等

ア 街路灯などの屋外照明は、周辺環境に影響が生じないように配慮します。

イ 計画地内の建築計画の立案にあたっては、外壁の反射光による周辺的生活環境等への影響を低減させるよう、外壁材の種類に配慮します。

(4) 水象

地域の地下水かん養機能を保全するため、極力自然面を保全するとともに、改変する部分については、緑化、透水性舗装の採用、雨水浸透ます等の雨水浸透施設の設置に努めます。

(5) 地域社会

ア 歩行者の安全、自動車の円滑な通行に配慮した土地利用計画を立案します。

イ 計画の立案にあたっては、隣接する大規模な緑地への市民の散策等の利用に配慮します。

(6) 景観

- ア 大規模な法面は周囲環境と調和するよう緑化に努めます。
- イ 周辺の環境と調和のとれたデザイン、色彩の採用に努めます。

(7) 緑地・動植物等

- ア 緑地を改変する場合には、極力復元や緑化に努めます。
- イ 緑化に際しては、郷土種を中心に多様な植物による植栽に努め、生物生息環境の確保や地域環境との調和に配慮します。
- ウ 既存の表土を緑化箇所の客土として再利用するなど、環境資源としての保全・活用に努めます。
- エ 貴重種、注目種の植物の生息・生育地を改変する場合には、極力移植・移転する等、適切な保全に努めます。
- オ 水路の改修については、多様な生物の生息に適した構造とするよう十分配慮します。また、水路沿いの法面は緑化するよう努めます。

(8) 文化財等

埋蔵文化財等が存在する場合には、必要に応じて、調査記録の実施及び周辺環境との一体的な保全、適切な活用に努めます。

(9) 省資源・省エネルギー、ヒートアイランド、地球温暖化等

- ア 計画地内の建築計画の立案にあたっては、省資源・省エネルギーの設備機器類の採用に努めます。
- イ 植栽への散水など、雨水の有効利用に努めます。

4 工事に係る配慮事項

工事にあたっては、周辺地域に影響を及ぼさないよう施工方法に配慮します。また、施工方法と併せて、次の事項にも配慮します。

- ア 最新の低公害型・省エネルギー型建設機械の採用に努めます。
- イ 工事用車両による生活道路等への影響を極力軽減するため、土砂の場外搬出入を抑えた工事計画とします。また、工事用車両が一般道を汚さないよう、搬出入車両には適切な飛散防止シートを装着するとともに、工事現場出入口には、タイヤ洗浄設備を設置します。
- ウ 工事中は、ガードフェンスの設置や工事用車両出入口に誘導員を配置する等、周辺住民の交通安全に配慮します。
- エ 工事に伴って発生する建設副産物は適正に処理します。
- オ 水路については、工事中の土砂及び排水が極力流入しないよう配慮します。また、改変をする箇所の動植物の移植・移転に努めます。

3 スクリーニング手続きの見直しについて

(1) スクリーニング手続きの導入経緯と実施事例

スクリーニング手続きは、環境影響評価法の制定時に、「環境に対する影響は個別により、また事業の行われる地域によって異なることから、個別判断の余地を残すことが必要」との考えにより導入された。

横浜市においても同様の趣旨により、環境影響評価制度の条例化の際にスクリーニング手続きを導入し、第1分類事業の規模の75%程度の事業を第2分類事業として、アセス手続きが必要かどうかの判定を行うとしている。

現在までに、第2分類事業に該当した事業は3件あり、うち1件はスクリーニング手続きを行うことなく事業者の自主判断でアセスメント手続を進めているが、他2件については、いずれも環境影響評価の手続きは必要ないと判定された。

表3-1 第2分類事業に該当した案件

事業名称	事業位置	事業種	事業概要	第2分類事業 規模要件	判定
横浜事業所 建設プロジェクト	金沢区 幸浦1丁目 工業地域	工場・ 事業所 の建設	排水量 428m ³ /日 燃料使用量 0.95kl/h 敷地面積 <u>2.88ha</u>	750～1,000m ³ /日 3～4kl/h 2.5～3ha	判定実施 アセス手続 き必要なし
(仮称)二俣川駅 南口地区第一種 市街地再開発事業	旭区 二俣川2丁目 近隣商業地域	高層 建築物 の建設	高さ <u>約 96.9m</u> 延床面積 <u>約 114,800 m²</u>	75～100m 50,000 m ² 以上	判定実施 アセス手続 き必要なし
(仮称)焼却灰 リサイクル施設 建設事業	磯子区 杉田5丁目 工業地域	廃棄物 処理施設 の建設	処理能力 <u>約 167t/日</u>	150～200t/日	判定なし アセス実施 (自主判断)

(2) 第2分類事業の判定基準

スクリーニングの判定基準は、「事業が実施されるべき区域又はその周囲に、環境影響を受けやすいと認められる対象(※1)が存在し、かつ、環境の保全を目的として法令や条例により指定された対象(※2)が存在し、かつ、事業の内容が相当程度の環境影響を与えるおそれがあること(施行規則第6条 一部略)」とされており、複数の条件に該当した場合にのみアセス手続きが必要とされる。

スクリーニング手続きでは、第1分類事業の規模には満たないものの、同程度の影響を与えるおそれのある事業に対してアセスメント手続を課すことが可能であるが、

判定基準に、「周囲」「受けやすい」「相当程度」と明確ではない部分がある。また、判定に当たっては、市民の意見を聞く機会がない。

- ※1 汚染物質が滞留しやすい地域、人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域、自然度が高い植生の地域又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地
- ※2 近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、風致地区、森林区域、農振農用地、市民の森、ふれあいの樹林、鳥獣保護区、重要文化財、名勝、天然記念物 等

(3) 他都市の状況

スクリーニング手続きを導入している政令市は札幌市と横浜市のみで、多くの政令市はスクリーニング手続きを導入しておらず、その理由として、そもそも条例は法よりも小さい規模の事業を対象としていることや、特定の地域については対象事業の規模をより下げるなどにより、実質的にスクリーニングと同様の、地域の特性に配慮した要件の設定ができていると推察される。

(4) 見直しの考え方

第2分類事業については、スクリーニングの実施状況や他都市の状況、事前配慮手続きの導入の検討を踏まえ、以下の視点で検討すべきである。

① 手続きの明確化

透明性の確保、明確化の観点からは判定基準を詳細に規定することも考えられるが、結果的に複雑になり、わかりづらくなる可能性があることから、地域の特性に配慮した規模要件の設定により、同等の効果を得ることが出来るか検討すべきである。

② 自主判断での実施

第2分類事業でのアセスメント手続きについては、事業者が自主判断により手続きを行った事例を踏まえ、検討すべきである。

③ 事前配慮手続きとの調整

第2分類事業の取り扱いの検討にあたっては、事前配慮手続きの導入の検討を十分に踏まえ、効果的効率的な手続きとする必要がある。

4 準備書、評価書の手続きの見直し

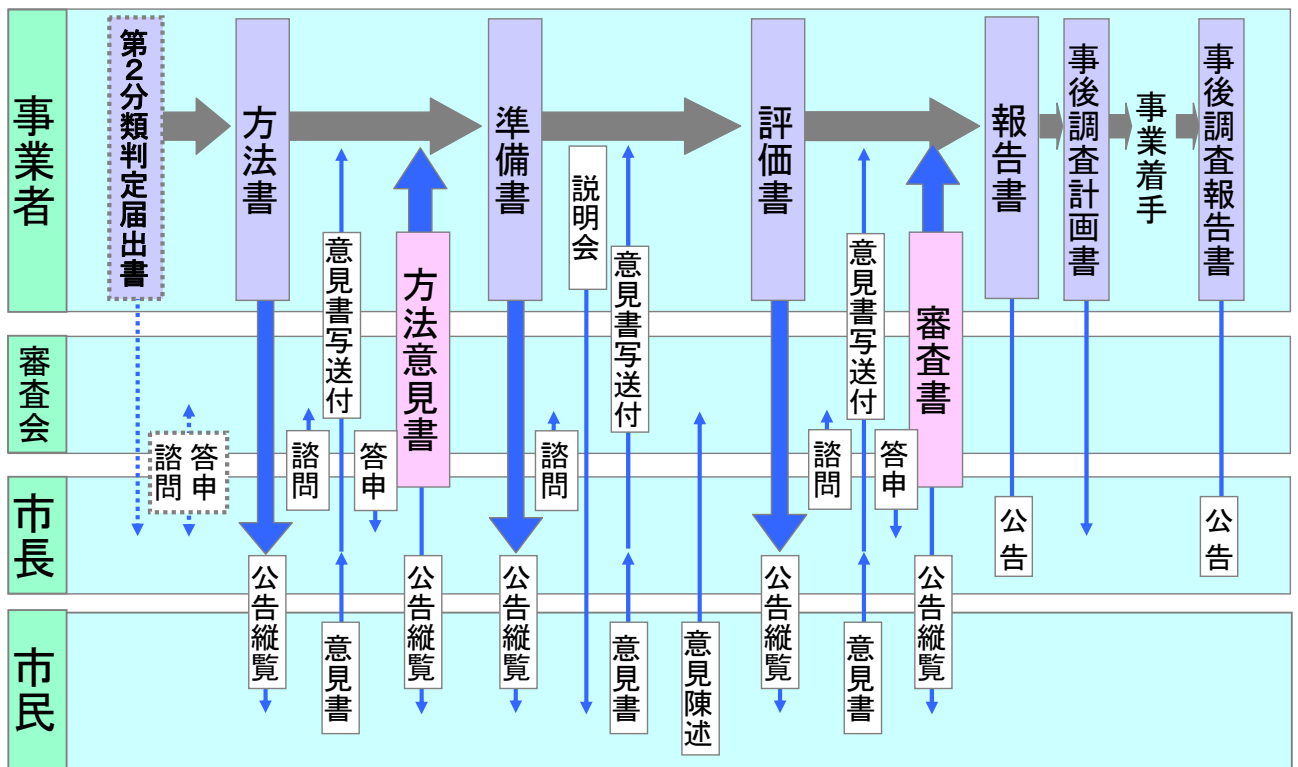
(1) 準備書と評価書の審議について

現条例の手続きは、第2分類事業に係る判定から方法書、準備書、評価書、報告書、事後調査と数段階にわたる。中でも、環境影響評価の結果に係る準備書から報告書までは、手続きが複雑である。

まず準備書段階では、審査会での調査審議、市民からの意見書提出及び意見陳述がなされる。事業者はその審議内容や市民意見等を踏まえて環境影響評価の結果について修正を行い、評価書を提出する。

評価書段階でも再度、市民意見の提出を受け、審査会で調査審議のうえ審査書（市長意見）が出される。審査書（市長意見）に対する事業者の見解は報告書に記載されるため、市民が最終的な環境影響評価の結果を知るためには、評価書と報告書の二つの図書を併せて見る必要がある。

図4-1 条例の手続き概要（フロー）



(2) 市民意見に対する事業者の見解について

市民からの意見書に対する事業者の見解は、審査の過程で、審査会から参考資料として提出を求められる場合もあるが、条例の規定では、次の手続きで提出される図書に記載するとされている。

(3) 他都市の状況

横浜市以外の他の政令市は、準備書の調査審議後に審査書を形成し、評価書は準備書の内容を修正した最終の図書として公告、縦覧されている。

また、市民意見に対する事業者の見解の作成及び公告縦覧を条例に規定している政令市もある。

(4) 見直しの考え方

準備書から評価書の手続きについては、これまでの審査実績や他都市の事例などを踏まえ、以下の視点で検討すべきである。

① 手続きの効率化

アセスメントの手続きについては、近年の社会情勢等を踏まえ、集中的な審議を行うなど、より効率的に行うための見直しが必要である。

② わかりやすさの向上

市民に対しわかりやすい手続きとするためには、各段階の手続きや方法書、準備書、評価書という各図書の役割をより明確にすることが必要である。

③ 市民参加機会の確保

手続きの効率化は必要であるが、より一層の市民参加を図っていく観点から、見直しに当たっては、意見提出の機会や機能が損なわれないよう十分留意する必要がある。

5 市民への情報提供の拡充

(1) 拡充の意義

市民が環境保全の見地から適切な意見を述べるためには、事業計画や環境保全対策等についての十分な理解が必要である。また、過去に意見書の多かった事業について、方法書から評価書にかけての意見書数の変化をみると、変わらないか、増加していく傾向が見られる。その理由としては、周知が徐々に進んでいくこと、事業者と市民との対話が円滑に行われていないことなどがあげられる。市民がより適切な意見を形成するため、事業者と市民がより円滑に対話を行うためには、適切な段階での情報提供が重要である。

表5-1 意見書数の変化

事業名	方法書	準備書	評価書	合計
(仮称)上郷開発事業	414	389	339	1142
(仮称)横浜金沢シンシアR・Cセンター建設事業	549	1050	4695	6294
(仮称)JFE環境(株)鶴見エコクリーン建設事業	11	25	47	83

(2) 方法書の手続きにおいて

準備書段階では事業者による説明会が設けられているが、方法書段階にはなく、市民は縦覧されている図書だけを基に、意見書を作成する仕組みとなっている。しかし、方法書の縦覧のみで事業計画の内容や専門的な内容を理解するのは容易ではない。

現在行われている環境影響評価法の見直しの中では、方法書段階での説明会の義務化について検討されており、横浜市においても、法改正の動向を踏まえた対応が必要である。

(3) 事後調査手続きにおいて

事後調査の手続きは、環境影響評価法には定めがなく、横浜市では法対象事業も含めて、工事に着手するときの事後調査計画書の提出、事後調査を行ったときの事後調査結果報告書の提出及び公告を規定している。

他の政令市では、条例対象事業のみを事後調査の対象としている政令市や、事後調査計画書の作成を規定していない政令市もある一方、事後調査結果報告書については、多くの政令市が公告・縦覧を規定しており、審査会等に意見を聴く手続きを規定している例もある。

事後調査は、不確実性が伴う予測評価の結果を検証する重要な役割を持つと同時に、公表により、環境保全措置の担保性の向上も期待できることから、市民に積極的に公表していくことが望ましい。しかし、事後調査は工事中と供用後に実施されるため、一連の手続きから期間が開くことや、工事期間が長期にわたる事業では工事中の調査報告が数年ごとに提出されることがあり、市民に情報が伝わりづらい可能性があるため、情報提供については工夫が必要である。また、環境影響評価法の見直しの中でも事後調査について検討がされていることから、法改正の動向にも留意が必要である。

(4) 図書等の電子化

条例施行後の大きな社会変化として、インターネットの進展が挙げられる。横浜市もホームページの充実を図っており、環境アセスメントについても独自にページを設け、方法書や準備書の概要、図書の縦覧のお知らせ、方法意見書や審査書、審査会の開催状況について、随時情報提供を行っている。

さらに、一部の政令市では、条例に規定してはいないが図書を電子化し、ホームページで公表している。図書については企業機密に関連する事項や、安全保安上問題となる情報が含まれている場合もあり、不正流用を危惧する声もあるが、縦覧場所に行かなければ図書が見られない、縦覧時間が限られているため不便であると言った問題もあり、公開性を高める観点からは電子化の検討は必要である。

表5-2 横浜市ホームページ上で公表している図書等

公開対象	電子データの作成者	掲載日
方法書の概要	事業者	公告日
答申	市	適時
方法意見書	市	公告日
準備書の概要	事業者	公告日
答申	市	適時
審査書	市	公告日